



令和8年7月14日

中小企業経営支援課
直 通：092-643-3423
内 線：3 6 6 3
担 当：城山・山北

奨学金の代理返還等を行う中小企業への 補助金の申請受付を本日から開始します！ ～中小企業を支える若手人材の確保・定着を支援～

福岡県では、中小企業の若手人材の確保や定着を支援するため、従業員の奨学金の代理返還等を行う中小企業に対して、経費の一部を補助する制度を新たに創設し、本日から申請受付を開始します。

あわせて、特設サイト『中小企業若手人材確保・定着 応援ナビ』を開設し、補助制度に関する情報をわかりやすく発信します。

1 補助金の概要

補 助 金 名	中小企業人材確保支援事業補助金（略称）※1	
対 象 者	福岡県内に本店がある中小企業	
対 象 経 費	従業員への奨学金返還支援※2に要する経費	
補 助 率	1／2以内	
補 助 上 限	1社あたり年間50万円まで	
申 請 受 付 期 間	令和8年7月14日から12月28日まで （令和8年4月1日以降の経費が対象となります）	
主 要 件	企 業	就業規則等に基づき従業員の奨学金返還支援※2を行っていること
	従 業 員	県内の事業所に勤務する正社員であること

※1 正式名称：「福岡県奨学金返還助成による中小企業人材確保支援事業補助金」

※2 返還支援：奨学金貸与機関への代理返還又は従業員への手当等の支給

2 特設サイトの開設

特設サイト『中小企業若手人材確保・定着 応援ナビ』を本日開設しました。この特設サイトでは、補助制度の解説や申請方法等の申請に係る情報を掲載しています。



特設サイト ▲

[掲載内容]

- 補助制度の解説
- 補助金の申請方法
- 返還支援制度導入のメリット
- 就業規則等の作成例
- 電子申請の受付窓口
- 導入企業の一覧（後日追加予定）
- 制度導入事例の紹介（後日追加予定）

3 申請方法

申請書に関係書類を添えて、ふくおか電子申請サービス、電子メールまたは郵送にてお申込みください。

申請書は、上記の特設サイトと県公式ホームページに掲載しています。

奨学金代理返還制度等の導入を応援！

FUKUOKA

中小企業

若手人材確保・定着応援事業



従業員の奨学金の代理返還等を行う 中小企業を福岡県が応援！

中小企業の若手人材の確保や定着を支援するため、
従業員の奨学金の代理返還等を行う中小企業に対し、
福岡県が補助金を交付します。

補助率

企業負担額の

2分の1

補助
上限額

1企業あたり

年間50万円

若手人材の採用・定着に向けた新たな取り組みとして、ぜひご活用ください。

主な対象要件

【企業】

- ・福岡県内に本店を有する中小企業であること
- ・従業員の奨学金返還を支援する制度を設け、実施していること
(実施することが決定している場合を含む)

【従業員】

- ・福岡県内の事業所に勤務する正社員であること
- ・本人名義で借り受けた奨学金を返還中、または返還予定であること

※他にも要件があります。詳細は特設サイトまたは補助金交付要綱をご確認ください。



制度導入のメリット



採用力向上、雇用安定

支援制度を福利厚生として導入することで、求職者へのアピール力が高まり、若手人材の採用・定着につながります。



企業イメージの向上

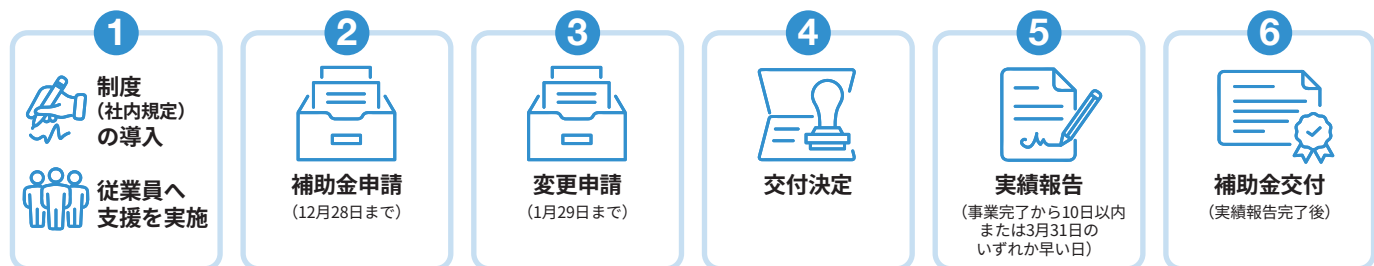
支援制度の導入は企業のCSR(社会的責任)活動の一環として注目され、企業ブランドの向上にもつながります。

補助金の概要

中小企業が、従業員の奨学金返還を支援する制度を設け、実際に「手当等の支給」又は「代理返還」を行った場合に、中小企業の負担額に対して補助金の支給を行います。



補助金交付までの流れ(令和8年度)



※申請期限は令和8年度12月28日までです。 ※補助金は予算上限に達し次第、受付を終了する場合があります。

奨学金返還支援の方法

手当支給型

企業が従業員へ、奨学金返還額の一部または全部を手当等により支給する方法です。



代理返還型

企業が従業員に代わって、奨学金返還額の一部または全部を奨学金貸与機関に直接支払う方法です。



※代理返還に対応している貸与機関は日本学生支援機構などに限られます。詳しくは各貸与機関へご確認ください。
※補助金の申請には、社内規定等による奨学金返還支援制度の整備が必要です。

補助金の申込手続きはこちらから

<https://shogakukin-henkan-shien.pref.fukuoka.lg.jp>

福岡県 奨学金返還支援

検索

